

池田市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市がインターネット上に公開しているホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 市ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）の種類は、バナー広告とする。

2 広告及び広告を掲載する者（以下「広告主」という。）が広告からのリンク先として指定するホームページ（以下「広告主ホームページ」という。）の内容は、市民生活の利便性の向上に寄与するものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を損なうおそれがあるもの
- (5) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがある表現のもの
- (6) 社会的信用を欠くと判断される者が依頼するもの
- (7) 掲載内容が事実と異なるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと判断するもの

(広告の掲載の申出等)

第3条 広告を掲載しようとする者は、市から指名競争入札により委託を受けた広告取扱業者（以下「広告取扱業者」という。）に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出を受けた広告取扱業者は、前条の規定に基づき、広告の掲載の適否を判断し、適当と認める場合は、広告の原稿、それに伴う資

料等を掲載開始予定日の1週間前までに市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 広告取扱業者は、前項の承認を受けたときは、速やかに、第1項の規定による申出をした者に通知するものとする。

(広告の掲載場所等)

第4条 広告の掲載場所は、市ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、市長が指定するものとする。

- 2 広告の掲載可能枠数は、原則として8枠とする。

- 3 市長は、第1項の掲載場所に不足が生じた場合であって、広告の掲載場所を追加して設ける必要があると判断したときは、新たに設置することができる。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦50ピクセル
- (2) 横210ピクセル
- (3) 15キロバイト以内
- (4) GIF形式(GIFアニメーションを除く。)

- 2 広告は、「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、広告の画像を点滅させることは、部分的なものも含め、認めない。

(広告の掲載期間等)

第6条 広告の掲載期間は、1月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

- 2 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載を開始し、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料については、市と広告取扱業者との契約において、取り決めるものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告取扱業者は、市が発行する納付書により、当該納付書を受領した日から起算して30日以内に、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第9条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(広告の掲載の取消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主ホームページが、事前の連絡なく閉鎖されたとき。
- (2) 広告主ホームページの内容が、広告の掲載申込時から変更され、第2条の規定に反する状態に至っていると市長が判断したとき。
- (3) その他広告主の反社会的行為、非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、広告主又は広告取扱業者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(損害賠償請求)

第11条 広告の内容等に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市ホームページへの広告の掲載に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(実施期日等)

1 この要綱は、平成26年3月13日から実施し、実施の日以後に締結する契約から適用する。

(広告の掲載の申出等の特例)

2 平成26年4月分の広告の掲載に係る第3条第2項の規定の適用については、同項中「1週間前」とあるのは「4日前」とする。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から実施し、実施の日以後に締結する契約から適用する。